

(様式4)

令和4年度(山形県)

公認指導者資格準指導員及びC指導員養成講習会・C指導員更新講習会開催要項

- 1 主催 : 公益財団法人全日本柔道連盟
- 2 主管 : 山形柔道連盟
- 3 目的 : 柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。
- 4 実施方法 : 全ての科目をオンデマンド講義方式とする(テキストとビデオによる自習→テキストとビデオを参考にワークシートを解答→講習後に課題をレポートにまとめて提出)。\* 本年度に限る。
- 5 受講条件
  - (1) C指導員受講対象者は、令和5年1月31日現在で20歳以上、2段以上の者で、今年度全日本柔道連盟に「会員登録」ならびに指導者登録をしている者。
  - (2) 準指導員受講対象者は、18歳以上、初段以上の者で、今年度全日本柔道連盟に「会員登録」ならびに指導者登録をしている者。
- 6 実施内容
  - (1) 申込み  
受講希望者は、オンデマンド講義を受講可能な環境があるか確認(PC/タブレット/スマートフォン、Wi-Fiかインターネット環境)し、**受講料(新規資格取得者は4,000円、更新受講者は2,000円)及び更新カード(更新者のみ)を添えて、各地区柔道連盟に申し込むこと。**
  - (2) 既に更新ポイントを満たしている者については、更新カードのみを各地区柔道連盟に提出すること。(6ポイント以上取得)
  - (3) 各地区柔道連盟事務局は、各申込みを取りまとめ、「新規資格取得者名簿」(別添1)、「更新講習受講者名簿」(別添2)及び「更新者名簿」(別添3)を本連盟事務局まで提出し、受講料を当連盟に振り込むこと
  - (4) 新規資格取得者には、本連盟からテキスト、ワークシート及び課題レポートが送付されます。
  - (5) 新規資格取得者は、全科目(実技実施科目あり)を受講すること。
  - (6) **新規資格取得者は、講義ビデオ(YouTube)を視聴後、ワークシートに解答し、全科目の解答(回答用紙のみ、及び課題レポートを令和4年12月25日までに下記担当者宛てに提出すること。**
  - (7) 更新講習受講者は、各自必要な科目数を受講すること(ビデオ教材はYouTube

(様式4)

上で視聴します。)

更新講習受講者は、受講した科目の回答用紙(回答用紙のみ)を令和4年12月25日までに下記担当者宛てに提出すること。

- 回答用紙受付担当者 山形県柔道連盟事務局 開 沼 敏 行  
住 所：〒990-2371 山形市村木沢146  
携 帯：090-1064-8824  
e-mail: tqsm087@ybb.ne.jp

7 留意事項

- (1) 資格基準について、上記6の条件を満たしている場合のみ受講すること。  
\* 受講資格を満たしていない者の受講料については、返金しません。
- (2) 受講希望者は、必ず登録している地区柔道連盟に申し込むこと(個人等からの申込みは受け付けない。)。各地区柔道連盟は、当該地区の受講者名簿(別添1, 2)を令和4年11月20日まで、下記担当者宛てに提出すること。
- (3) C指導員は、有効期限が令和5年3月31日で切れる場合、各地区柔道連盟事務局に更新カード(6ポイント以上取得)を提出すること。
- (4) A及びB指導員で、既に6ポイント以上取得しており、有効期限が令和3年3月31日で切れる場合については、各地区柔道連盟事務局に同カードを提出し、各地区柔道連盟事務局は、同カードを取りまとめ、令和5年1月8日までに、本事務局担当者に更新者名簿(別添3)とともに提出すること(各地区柔連以外からの提出は受け付けない。)。この場合、更新料は無料です。  
\* 新更新カードは、後日、各地区柔道連盟事務局に送付します。

- 申込担当者： 山形県柔道連盟事務局 木 村 俊 一  
連絡先： 〒999-3522 山形県西村山郡河北町溝延 583  
e-mail: judowazaari0911@gmail.com  
Tel : 090-1370-3247

8 その他

- (1) 所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間が満了すると失効し、次の有効期間に持ち越されることはありません。
- (2) 審判法や形に特化した講習会(審判講習会、形講習会)は、講義時間にかかわらず、有効期間内にそれぞれ1ポイントのみ付与される。例えば審判員講習会は有効期間内に何度受講しても1ポイントのみの取得となります。
- (3) 本講習会の1講義科目として実施される審判法や形は上記(2)の対象外とし、通常の講義と同様に1講義1ポイントで付与されます。
- (4) 指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が

(様式4)

再び有効となります。

ア 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新講習会を受講することで、有効になります。

イ 会員登録，資格登録を怠ったとき。→期間内であれば登録することで有効となります。

(5) 本講習会のオンデマンド講義ポータルへのリンク，要項，各種提出物等のデータについては，山形県柔道連盟ホームページに掲載しますので，ご活用願います。